平成２６年（フ）第５４号
福島市松川町関谷字高並96番地
債務者　丹野　　徹
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第２２８号
石川県野々市市二日市町12番地　ロイヤルグランデ202号室、住民票上の住所石川県野々市市押越２丁目７番地７、従前の住所新潟市東区中山６丁目１番35号
債務者　若松　裕紀
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２３２号
金沢市額谷３丁目112番地
債務者　木井　くみ
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
石川県鹿島郡中能登町小田中マ部25番地、従前の居所石川県金沢市片町１丁目12番21号フジヤマ55竪町店
債務者　高橋　和秀
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第８９号
長野県須坂市大字日滝921番地３　ＳＫマンション明日香303号
債務者　竹嶌　広文
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９０号
岩手県盛岡市城西町３番37号　こくりこ102号、住民票上の住所長野県須坂市大字日滝921番地３　ＳＫマンション明日香303号
債務者　竹嶌ゆり子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
長野市大字南堀617番地12　ワタナベハイツＡ―202
債務者　中村徹二郎
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５１号
長野県諏訪市大字豊田264番地３
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第５９号
長野県飯田市大瀬木1971番地１　県営三尋石団地１―303号
債務者　吉川　浩子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第６１号
長野県飯田市松尾常盤台107番地　市営住宅Ｉ―401号
債務者　加藤　敏江
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第６２号
長野県飯田市鼎中平2441番地１
債務者　牧田　悠揮
1　決定年月日時　平成26年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第３５６号
兵庫県尼崎市食満２丁目22番24号メゾンⅣ205号
債務者　上田　　正
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７６号
兵庫県西宮市今津曙町９番27―102号、前住所兵庫県西宮市愛宕山14番１―304号
債務者　長澤　哲也
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８９号
兵庫県西宮市柏堂町６番15―303号
債務者　露﨑　毅史
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１８号
兵庫県芦屋市若宮町８番10―101号
債務者　村山　利香
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４２５号
兵庫県芦屋市大東町５番９―101号
債務者　保富愛美子こと　康　愛美子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８４号
徳島県阿波市阿波町十善地110番地１、旧住所徳島県阿波市阿波町小倉304番地
債務者　小方千江子
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
徳島地方裁判所民事部